資料２

空家等対策計画策定事業について

１　目　的

近年、人口減少や少子高齢化により全国的に空き家が増加していることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月 26 日に全面施行され、市町村が空き家に対して行う対策等についても規定されています。

芽室町では、町内における空き家等の実態を調査し、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めることで、防災・防犯性の向上、衛生環境や景観の保全を図り、町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、『芽室町空家等対策計画』を策定するものです。

２　計画策定に向けた調査等

（１）空き家情報の収集

水道の閉栓届や固定資産税の課税状況、広報誌等による情報の提供依頼等により、空き家の可能性がある建物の情報を収集。

（２）現地調査の実施

収集した情報をもとに、管理状況等の現地調査を実施し、管理状況や空き家等の実態を把握。特定空き家を確認した場合には、早急に所有者に対し解体、修繕等の働きかけを行う。

（３）関係部署との協議

現地調査の結果を庁内の関係部署と共有し、空き家等の利活用の可能性について検討。

３　スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空き家等の情報収集			↔	↔	↔							
実態調査(現地確認) 他自治体の事例調査				↔	↔	↔	↔	↔				
関係部署との協議								↔	↔	↔		
計画素案作成（予定）										↔	↔	
計画策定（予定）												↔